

空き家を借りたい！どうしたらいいのだろう・・・



いそべえ

あおみ

空き家を借りたい



町に相談



町と協定を結んだ不動産業者を町が紹介します。
インターネットで調べたい場合は・・・↓
【いろいろぽーたる大磯町内の空き家情報】

<https://iropoo.jp/akiya>

オーナーが借主による修繕を希望している物件は修繕実施

賃貸借契約

空き家・空き地はきちんと管理しましょう！

空き家は老朽化がすすみます。危険な状態で放っておくと防災面・防犯面のリスクが増大し、ご近所への悪影響を及ぼします。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受け、当該空き家の敷地に係る住宅特例が解除された場合、固定資産税等の額が上昇します。

個人で対応が難しい場合には、ご近所の皆さんと話し合いながら解決するなど、管理を持続できるようにしましょう。

問い合わせ：大磯町 都市計画課

電話 61-4100（内線242）（8：30～17：15 土日祝日、年末年始を除く）

Fax 61-1991（代表）

メール akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp（24時間受付可能、回答は平日）



空き家全般に関する相談窓口

神奈川県居住支援協議会事務局

（神奈川県すまいまちづくり協会）

☆電話（専用）045-664-6901

（受付時間10:00～12:00・13:00～16:00 土日祝日
休み）

☆FAX 045-664-9359